

第4章

高齡者福祉事業

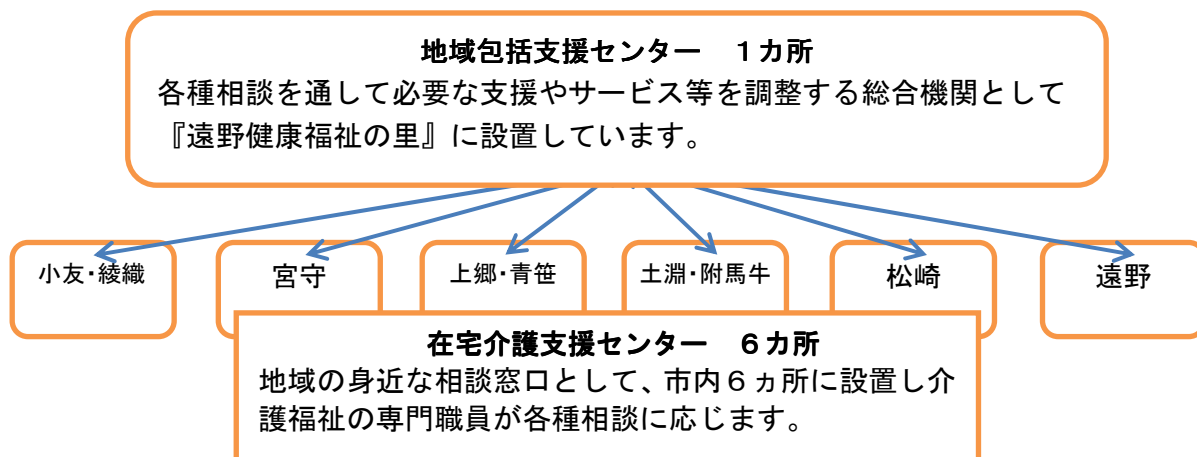
第4章 高齢者福祉事業

第1節 遠野型地域包括支援システムの推進

遠野で生活するすべての市民が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続できるよう、市民の生活を保健・医療・福祉・環境・安全など多方面から支え、また、市民が共に生き、支えあう心の通う支援体制を整備します。

1 総合相談機能の充実

- (1) 高齢者等要援護者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続できるようにするため、地域包括支援センターを設置し、要援護者の生活を支える総合相談機関としての業務を推進します。
- (2) 地域包括支援センターには、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等を配置し専門的な相談対応ができるよう人的体制を整備します。
- (3) 在宅介護支援センターを市内6カ所に設置し、地域の身近な相談窓口機能を充実し、担当地域内での相談支援体制を継続します。



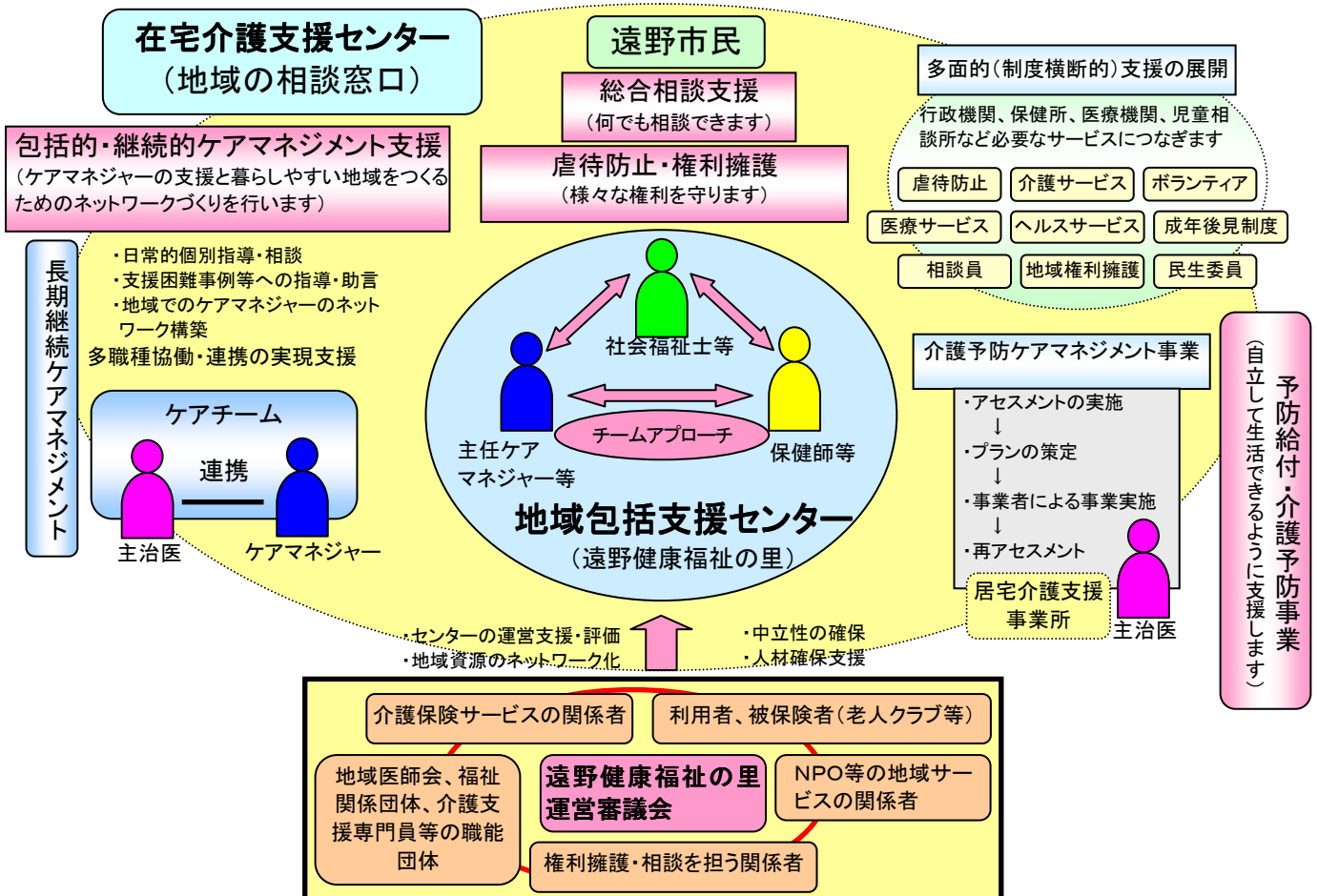
2 地域福祉コミュニティの推進と地域包括支援ネットワークの構築

- (1) 自治会・民生児童委員など、地域で活動されている団体等の関係機関とのネットワークを構築し、個別課題から地域の普遍的課題を引き出すとともに、地域の共通ニーズへの対応に向け、市民協働で地域福祉の推進を図ります。
- (2) 在宅介護支援センター及び民生児童委員活動を支援するとともに、情報の共有化を図ることによって、要援護者の潜在的なニーズの把握・分析に結びつけ、定期的な訪問や適切なサービス提供につなげていくように取り組みます。

地域包括支援センターの主な業務

- ① 関係機関と一緒にあって対応します（総合相談支援）
総合相談窓口として、行政機関・医療機関・福祉関係機関等と連携して、多面的な支援を提供できるよう、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員の専門職員をセンターに配置し、一体となった活動を行います。
- ② 困りごとに包括的・継続的に関わり支援します（包括的・継続的ケアマネジメント支援）
日常的な個別支援・助言や必要なサービスの利用調整をまとめて（包括的に）対応し、継続して関わりながら在宅生活を支援します。
- ③ 介護予防サービスの利用調整を行います（予防給付・介護予防事業）
介護予防サービスが必要な方に、介護予防サービスの利用調整と提供計画を作成し支援しています。
- ④ 支援が必要な方の意思を尊重し権利を守ります（虐待防止・権利擁護）
認知症などのため判断力が衰えてきた方の権利を守るとともに、虐待などの早期発見・防止に取り組みます。

地域包括ケアシステム(イメージ)



第2節 地域支援事業・高齢者在宅福祉事業の推進

地域支援事業

今後も高齢化が進み、高齢者や高齢者のみの世帯が増えていくことから、自立した生活をしている高齢者、また、要介護等と認定された高齢者や介護する家族に対して適切なサービス等を引き続き提供することで、家族や友人と共に住み慣れた地域で生活を送れるように支援します。

1 介護予防事業

(1) 生活機能の状態把握と評価の実施

介護予防事業を効果的に行うために、生活機能が低下していないかを把握するため、生活機能評価を実施します。

(2) 二次予防事業対象者のための介護予防事業

生活機能評価の結果、要支援や要介護の状態になる可能性があり、何らかの支援が必要な高齢者に対して、訪問指導や健康教育、健康相談を実施します。

また、身体を動かすために必要な骨や関節や筋肉などの運動器の機能向上を図るトレーニング事業や体力向上、栄養改善、口腔機能向上などを図る介護予防総合事業を実施します。

(3) 一次予防事業対象者のための介護予防事業

これからも、自立した生活を送れるように、筋力アップ教室、転倒骨折予防教室、健康相談や健康講座等を開催します。

また、筋力トレーニングや栄養指導、口腔ケア指導などの介護予防総合事業を実施します。

(※計画等は第3節を参照)

2 包括的支援事業

(1) 総合相談支援

総合相談支援の業務を行うため、健康福祉の里に地域包括支援センターを設置し、ワンストップサービスを基本とした総合相談窓口として運営していきます。また、地域の相談窓口として市内6カ所に設置している在宅介護支援センターについても相談対応をはじめ、高齢者の実態把握事業等を継続し、潜在的ニーズの把握に努めていきます。

地域包括支援センターと在宅介護支援センターとが連携し、高齢者等に対し、介護保険サービスに限らない幅広い形の支援を可能とするため、

- ①地域における専門機関や様々な関係者とのネットワーク構築
- ②ネットワークを通じた高齢者の心身の状況や家庭環境等についての実態把握
- ③サービスに関する情報提供等の初期相談対応や、継続的・専門的な相談支援（支援方針に基づく様々なサービス等の利用のつなぎ）
- ④権利擁護の必要な高齢者への相談支援を行います。

(2) 高齢者の虐待防止と権利擁護

地域包括支援センターの社会福祉士等が中心となり、判断能力が不十分な認知症高齢者などに対する成年後見制度の相談支援や利用推進に今後とも取り組むとともに、社会福祉協議会が行っている日常生活自立支援事業を含め、関係機関と連携しながら高齢者の権利擁護体制の充実を図ります。

高齢者の虐待は、さまざまな要因が複雑に絡み合って発生することで高齢者本人の生命や身体に危険が及ぶことがあることから、今後も医療機関、介護サービス事業者、民生児童委員等の連携のもと、虐待の早期発見、解決に向けて取り組む体制をさらに充実させます。

また、事例により法律等の専門的な相談が必要と判断した場合には「岩手県高齢者総合支援センター」を活用し、適正に取り組めます。

さらに、高齢者の虐待だけではなく、児童、障害者への虐待さらには配偶者等への暴力の防止やこれらの被害者の支援及び保護を行う機関との情報交換の場の開催について担当部署と検討していきます。

(3) 介護予防ケアマネジメント

地域包括支援センターの保健師等が中心となり、生活機能評価等で選定された二次予防事業対象者に対し、必要な介護予防サービスの紹介や利用勧奨、サービス調整を行い生活機能の向上を推進します。

また、予防給付に関するケアマネジメント事業では、要介護等認定で要支援1及び要支援2と判定された高齢者に対して介護予防サービス計画の作成を行います。

(4) 包括的・継続的ケアマネジメント

地域包括支援センターの主任ケアマネジャー等が中心となり、地域の高齢者に対して、ケアマネジャーや医師、関係機関が連携し包括的・継続的なケアマネジメントを実現するための支援を行います。

支援の内容としては、地域のケアマネジャーの相談や指導、また、資質の向上を図るという観点から、研修や情報提供を行います。

また、医療機関を含めた関係機関やケアマネジャーとの連携を支援し、地域における健康づくりや交流の促進に努めます。

3 家族介護支援事業（任意事業）

(1) 家族介護教室

《現状》

介護知識の学習の場となっているほか、福祉分野等の先進的活動を行っている方を講師に招き介護方法や介護予防についての知識・技術を習得できる場と情報取得の場として活用されています。

《施策の方向》

各町において開催するとともにサロンに出向いて開催します。

■家族介護教室の実績及び計画

(単位：回、人)

	実績			計画		
	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
実施回数	9	8	11	11	11	11
参加者数	165	261	175	280	290	300

※平成23年度は、見込み

(2) 介護用品支給事業

《現状》

要介護1以上の在宅の高齢者で常時紙おむつを使用する方を対象に介護用品（紙おむつ、尿とりパッド等）を年2回支給しています。要介護4、5の在宅の高齢者であって、市民税非課税世帯に属する方を介護している家族については、数量を多く支給しています。

《施策の方向》

これまでのとおり継続します。

■介護用品支給事業の実績及び計画

(単位：人)

	実績			計画		
	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
要介護1～5	798	789	873	計画値を設定しない		
要介護4、5(非課税)	117	152	133	計画値を設定しない		

※平成23年度は、見込み

(3) 家族介護者交流事業

《現状》

介護者が宿泊等の交流会に参加することで、一時的に介護から解放され、リフレッシュが図られるほか、介護者間の情報交換や介護者相互の支援の場として、毎年、活用されています。常に介護を行っている介護者にとっては、リフレッシュを図ることができる数少ない場となっており、参加者から好評を得ています。

《施策の方向》

より多くの介護者が参加できるように宿泊型と日帰り型で継続して実施します。

■家族介護者交流事業の実績及び計画

(単位：回、人)

	実績			計画		
	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
実施回数	2	4	4	4	4	4
参加者数	39	50	70	85	85	85

(4) 家族介護慰労事業

《現状》

要介護4、5の認定を受けた市民税非課税世帯の在宅高齢者であって、過去1年間介護保険サービスを利用しなかった方を介護している家族介護者に対し慰労金を支給する事業です。

《施策の方向》

これまでのとおり継続します。

■家族介護慰労事業の実績及び計画 (単位：人)

	実績			計画		
	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
支給者数	0	0	0	計画値を設定しない		

(5) 生活管理指導員派遣事業

《施策の方向》

社会適応能力に不安のある高齢者に対し、家事及び日常生活の基本的な生活習慣について支援及び指導を行う生活管理指導員の派遣を行うことにより、要介護状態への進行の防止を図ります。

■生活管理指導員派遣事業の計画 (単位：人、回)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実利用人数	2	2	2
延利用回数	20	20	20

※平成24年度から新規に取り組みます。

(6) 「食」の自立支援（配食サービス）事業

《現状》

「食」の自立支援事業として、一人暮らし等高齢者のみの世帯等で調理が困難な高齢者、栄養状態の改善が必要な高齢者に対し、配食サービスを実施するとともに、配食時に安否確認を行っています。

《施策の方向》

今後、利用者の増加も見込まれるため、継続して実施します。

■「食」の自立支援（配食サービス）事業の実績及び計画（単位：人、食）

	実績			計画		
	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
登録者数	122	163	168	170	170	170
配食数	3,822	4,315	5,697	5,700	5,700	5,700

※平成 23 年度は、見込み

（7）在宅要援護高齢者等訪問診療事業

《現状》

医療機関を受診することが困難な寝たきり等の要援護高齢者を対象に、在宅において医師による診察や相談指導、心電図検査や胸部X線撮影、血液検査、感染症検査など一連の検査等を実施しています。定期的に健康状態のチェックを行うことにより、在宅療養の継続につながっています。県立遠野病院の往診体制との連携も図られ、効果的に事業が提供されています。

《施策の方向》

引き続き県立遠野病院とケアマネジャー等との情報共有、連携を推進し、在宅療養の支援に努めます。

■在宅要援護高齢者等訪問診療事業の実績及び計画（単位：回、人）

	実績			計画		
	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
実施回数	23	24	24	24	24	24
実利用者数	79	91	89	90	90	90
延利用者数	129	144	135	140	140	140

※平成 23 年度は、見込み

（8）在宅要援護高齢者等訪問歯科診療事業

《現状》

歯科医院を受診することが困難な寝たきり等の要援護高齢者を対象に、歯科医師が在宅において義歯の不具合、歯周疾患、残存歯の治療を行っています。

《施策の方向》

事業を周知し、口腔衛生状態の改善を図り、在宅療養を支援します。

■在宅要援護高齢者等訪問歯科診療事業の実績及び計画 (単位：人)

	実績			計画		
	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
実利用者数	10	14	11	15	15	15
延利用者数	19	22	26	25	25	25

※平成 23 年度は、見込み

(9) 一人暮らし高齢者見守り支援事業

《現状》

高齢者福祉サービス、介護保険サービス、親族等により定期的な安否確認がなされていない高齢者を対象に自宅を週 1 回程度訪問することで、安否の確認を行っています。

事業を老人クラブ連合会に委託し、老人クラブ連合会が行っている友愛訪問活動と一体となり、地域における安否確認活動にもつながっています。

《施策の方向》

地域の社会資源である老人クラブ連合会と一体となった見守り活動を継続するために民生児童委員や在宅介護支援センターと連携し、対象者についての情報収集に努めます。

■一人暮らし高齢者見守り支援事業の実績及び計画 (単位：人、回)

	実績			計画		
	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
実利用人数	4	4	3	3	3	3
延確認回数	145	111	42	80	80	80

※平成 23 年度は、見込み

高齢者在宅福祉事業

高齢者が自宅で自立した生活を送ることができるように介護保険サービス以外のサービスの充実に努めます。

(1) 生きがい活動支援通所事業

《現状》

要介護認定を受けていない交流や外出の機会が少ない高齢者を対象にデイサービスセンター、地区センター、集会所等で毎月1～2回実施しています。健康チェック、趣味活動、日常動作訓練及びスポーツ活動等を定期的に行い、閉じこもり予防、うつ予防のほか介護予防に努めています。宮守町は社会福祉法人ともり会に、その他の地区は遠野市社会福祉協議会に事業を委託しています。

《施策の方向》

加齢に伴い交流や外出機会が減少してくることから、在宅介護支援センター、民生児童委員と連携し、地域の閉じこもりがちな高齢者の把握をするとともに、事業の周知を図り、利用希望者への円滑なサービス提供に努めます。

■生きがい活動支援通所事業の実績及び計画

(単位：人)

	実績			計画		
	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
登録者数	553	538	544	540	550	550
延利用者数	6,348	5,846	5,812	5,900	6,000	6,000

※平成23年度は、見込み

《現在の実施会場》

- ・ デイサービスセンター 2箇所
- ・ 地区センター 2箇所
- ・ サテライト型 25箇所

(2) 外出支援サービス事業

《現状》

受診のため医療機関へ行く場合等に寝たきりなどにより一般の交通機関を利用することが困難な要介護認定者等を、委託している遠野市社会福祉協議会の車両（リフト付車両、ストレッチャー付車両）が送迎をしています。

《施策の方向》

通常交通機関の利用が困難な高齢者等が医療機関を受診し、健康の維持向上が図られるよう継続して実施します。

■外出支援サービス事業の実績及び計画

(単位：人、回)

	実績			計画		
	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
登録者数	249	257	240	250	250	250
延利用回数	1,851	1,823	1,813	1,850	1,850	1,850

※平成23年度は、見込み

(3) 軽度生活援助事業

《現状》

高齢者が在宅での自立した生活が持続できるよう、遠野市シルバー人材センターに委託して、除雪、庭の清掃や草取り、家屋内の整理整頓等の日常生活上の援助を行っています。

《施策の方向》

軽易な日常生活上の援助を行うことにより、在宅のひとり暮らし高齢者等の自立した生活を維持することが可能となるとともに、要介護状態への進行の防止にもつながることから、サービスの確保に努め、継続して実施します。

■軽度生活援助事業の実績及び計画

(単位：人、回)

	実績			計画		
	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
登録者数	244	255	257	260	265	270
延利用回数	1,427	1,863	1,720	1,800	1,830	1,860

※平成23年度は、見込み

(4) 生活管理指導短期宿泊事業

《現状》

一時的な施設への宿泊により、基本的な生活習慣等の指導を行うとともに体調調整を図っています。

《施策の方向》

高齢者の生活習慣の改善や退院直後の体調調整のほか、虐待事例等の緊急受け入れをする事業として、継続実施します。

■生活管理指導短期宿泊事業の実績及び計画

(単位：人、日)

	実績			計画		
	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
実利用人数	7	13	8	10	10	10
延利用日数	120	284	96	140	140	140

※平成 23 年度は、見込み

(5) 緊急通報体制整備事業・日常生活用具給付事業

《現状》

高齢者の見守りの一環として、病弱な一人暮らし等高齢者のみの世帯等に、急病等の緊急事態が発生した場合でも迅速な救助、救急活動を行うことができるように緊急通報システムを貸与しています。このシステムを利用することにより、高齢者が自宅で生活することへの不安が軽減されます。

また、低所得の一人暮らし高齢者の在宅生活を支援するため、電磁調理器、自動消火器、火災警報器の給付、老人用（福祉）電話の貸与を行っています。

《施策の方向》

病弱な一人暮らし等高齢者のみの世帯等の見守りと緊急時に支援するものとして、緊急通報システムの端末装置の貸与を継続して実施します。

また、防火上の不安のある高齢者が在宅で自立した生活が継続できるように、電磁調理器等の給付も継続して実施します。

■緊急通報体制等整備事業・日常生活用具給付事業の実績及び計画（単位：人、件）

	実績			計画		
	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
緊急通報システム 新規利用者数	49	34	30	35	35	35
緊急通報システム 利用者数	388	400	402	410	420	430
日常生活用具 給付数	10	3	4	8	8	8
老人用（福祉） 電話設置数	2	0	0	1	1	1

※平成 23 年度は、見込み

（6）高齢者慶祝事業

《現状》

多年にわたり地域社会に貢献してきた高齢者に敬意を表し、その長寿を祝うため、各地域において実施される敬老会の経費について、その一部を負担しています。高齢者数は年々増加している反面、敬老会参加者は横ばい傾向にあります。

また、喜寿、米寿、百歳到達者を対象に記念品を贈り、長寿を祝っています。

合同金婚式については、市内 7 団体により実行委員会を結成し、参加者の会費にて実施しています。

《施策の方向》

敬老会は地域の団体が実施主体となって開催しており、今後も同様の開催形式で行います。

喜寿・米寿・百歳の記念品についても、長寿を祝い継続実施します。

■高齢者慶祝事業の実績及び計画

（単位：人）

	実績			計画		
	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
喜寿(77歳)	538	449	519	472	524	509
米寿(88歳)	146	170	225	208	236	254
100歳到達者	6	11	9	13	14	17
敬老会参加者数	2,136	2,068	2,129	2,200	2,200	2,200
合同金婚式参加夫婦	52	42	60	計画値は設定しない		

※平成 23 年度は、見込み

(7) 養護老人ホーム措置入所

《現状》

65歳以上の者であって、環境上、経済的理由等によって居宅において養護を受けることが困難な者等を養護老人ホームへ入所措置しています。

また、入所者には自立した日常生活、社会的参加のための必要な指導、訓練を行うとともに、心身の健康保持を図っています。

《施策の方向》

一人暮らし高齢者等が加齢とともに自立した在宅生活が困難になり、養護が必要な状態となり、入所を希望することが今後も見込まれます。養護が必要な高齢者が安心して入所できるよう事業を継続します。

■養護老人ホーム措置入所の実績及び計画

(単位：人)

	実績			計画		
	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
入所者数	55	55	55	55	55	55

※平成23年度は、見込み

《現在の施設》

- ・長寿の森吉祥園（遠野市）、北星荘（北上市）、宝寿荘（花巻市）、
寿水荘（奥州市）、祥風苑（大船渡市）

(8) 生活支援ハウス

《現状》

体調不良や冬季の積雪や寒冷など一時的な理由により在宅での生活が困難となった一人暮らし高齢者等が生活支援ハウスを利用し（6ヶ月以内）、支援員による指導援助や在宅生活へ向けてのサービス調整等を行い、在宅生活継続への自立支援を行っています。生活支援ハウスは特別養護老人ホーム遠野長寿の郷内に設置し、居室9室（個室8室、2人居室1室）により最大10名の入所が可能です。

《施策の方向》

例年、冬期間の利用希望者は定員を超えるため、利用希望者の心身の状態及び居住環境、地理的要因等を総合的に検討して利用者の決定を行っています。今後も同様の調整を行い、事業を継続実施します。

■生活支援ハウスの実績及び計画

(単位：人、日)

	実績			計画		
	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
実利用人数	19	20	19	22	22	22
延利用日数	2,032	1,867	1,715	2,000	2,000	2,000

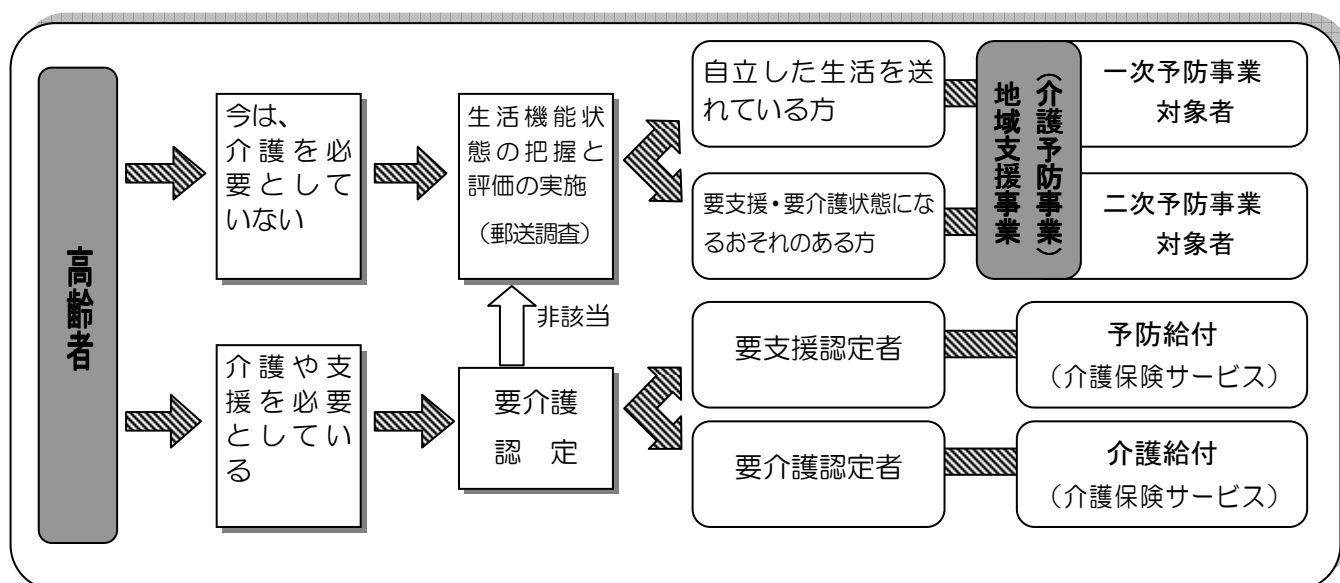
※平成 23 年度は、見込み

第3節 地域における介護予防の充実

加齢による衰弱や骨折・転倒、関節疾患などが原因で生活機能が低下し、高齢者が支援や介護を必要とする状態になる場合が多く見られます。

できるだけ要支援や要介護の状態にならないようにするために運動面・栄養面・精神面など多様な介護予防教室や筋力向上トレーニング教室を開催するなど、生活機能の維持向上のための介護予防事業を充実します。

また、保健師、栄養士を中心として、健康の保持増進、生活習慣病や要介護状態の予防などを目的に家庭訪問、健康教育、健康相談なども引き続き行います。



(1) 二次予防事業対象者把握事業 (生活機能評価)

《現状》

介護予防事業を効果的に実施するにあたって、要支援や要介護状態になる可能性が高いと考えられる二次予防事業対象者の把握が必要となります。そこで特定健診に合わせて基本チェックリストを用いた生活機能評価を実施してきました。

《施策の方向》

二次予防事業対象者の把握は、医学的検査が不要となり、基本チェックリストのみの判定で対象者を決定出来るようになったことから、要介護等の認定を受けていない高齢者を3グループに分け毎年1グループずつ、郵送による回答で対象者の把握を行います。

■二次予防事業対象者把握事業の実績及び計画

(単位：人、%)

	実績			計画		
	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
把握事業対象者	8,614	8,501	8,368	3,000	3,000	3,000
生活機能評価受診数	2,570	2,721	2,751	2,100	2,100	2,100
生活機能評価受診率	29.8	32.0	32.8	70.0	70.0	70.0
二次予防事業候補者	576	634	656	-	-	-
二次予防事業対象者	363	606	641	630	630	630

(2) 運動器の機能向上事業

《現状》

加齢による足腰等の衰えにより不活発な生活を送ることが多くなり、それに伴う筋力低下によって要支援や要介護状態になる高齢者が多くなっています。健康運動実践指導者、理学療法士、保健師等の専門職により、二次予防事業対象者にはトレーニングマシンを利用した筋力トレーニングを、一次予防事業対象者にはセラバンド等を利用した筋力トレーニングを実施しています。

《施策の方向》

二次予防事業対象者のための筋力向上トレーニングは、遠野施設管理サービスへ委託し、実施回数や対象者の参加機会を増やしていきます。また、トレーニングを終了した参加者に対して定期的なフォローを実施していきます。

一次予防事業対象者のための筋力トレーニングは、継続して実施します。また、対象者が参加しやすいよう開催場所等の検討も行っていきます。

■運動器の機能向上事業の実績及び計画

(単位：人)

	実績			計画		
	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
二次予防事業参加実人数	24	17	36	65	65	65
二次予防事業参加延人数	517	407	364	1,000	1,000	1,000
一次予防事業参加実人数	77	52	98	100	110	120
一次予防事業参加延人数	679	466	414	700	750	800

※平成 23 年度は、見込み

(3) 介護予防総合事業

《現状》

高齢者がおいしく、楽しく、安全な食生活を営めるように、歯科健康診査・摂食・嚥下機能訓練、口腔衛生状態の改善指導などを行う口腔機能向上事業、低栄養状態の改善を目指し、活動的な生活ができるよう支援する栄養改善事業、「懐かしさ」「思い出」の力が脳を活性化させ、生き生きとした自分を取り戻すことを目指して行う回想法支援事業を実施しています。

《施策の方向》

それぞれに実施してきた口腔機能向上事業、栄養改善事業、回想法支援事業をまとめ、総合的に改善指導や支援を行います。

■介護予防総合事業の実績及び計画

(単位：人)

		実績			計画		
		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
口 腔	二次予防事業参加実 人数	11	10	19	-	-	-
	二次予防事業参加延 人数	52	44	85	-	-	-
	一次予防事業参加実 人数	67	38	25	-	-	-
	一次予防事業参加延 人数	393	84	77	-	-	-
栄 養	二次予防事業参加実 人数	11	10	19	-	-	-
	二次予防事業参加延 人数	52	44	85	-	-	-
	一次予防事業参加実 人数	-	-	14	-	-	-
	一次予防事業参加延 人数	-	-	34	-	-	-
回 想	二次予防事業参加実 人数	8	14	8	-	-	-
	二次予防事業参加延 人数	41	78	42	-	-	-
総 合	二次予防事業参加実 人数	-	-	-	50	50	50
	二次予防事業参加延 人数	-	-	-	250	250	250
	一次予防事業参加実 人数	-	-	-	50	50	50
	一次予防事業参加延 人数	-	-	-	250	250	250

※平成 23 年度は、見込み

(4) 転倒骨折予防教室

《現状》

転倒骨折から要介護状態や寝たきりの状態になる高齢者が多いことから、ふれあい・いきいきサロン等で健康運動実践指導者等による教室を開催しています。

《施策の方向》

事業を継続して実施し、あわせて転倒骨折予防の重要性を周知するとともに、高齢者が集う場を活用して事業を推進します。

■転倒骨折予防教室の実績及び計画

(単位：回、人)

	実績			計画		
	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
開催回数	32	28	21	35	40	45
参加者数	435	533	229	500	570	650

※平成 23 年度は、見込み

第4節 認知症ケアの推進

認知症に対する正しい知識と理解の普及啓発を行い、認知症があっても、できる限り住み慣れた地域で過ごすことができるような支援体制づくりを行います。

地域の理解と見守りを得ながら「認知症になっても安心して暮らせるまち」を目指します。

(1) 認知症サポーター養成事業

《現状》

認知症について正しく理解し、偏見を持たず、認知症の方や家族への応援者(サポーター)として地域で活動される方を認知症サポーターといい、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを目指して認知症サポーター養成事業が全国展開されています。

市では、これまで民生児童委員、行政機関、地域団体、金融機関、小中学校児童生徒等に対して認知症サポーター養成講座を開催しています。なお、認知症サポーター養成講座の講師役であるキャラバン・メイトは、県が中心となって養成を行っています。

《施策の方向》

認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを目指し、認知症サポーターを拡大していくためには、養成講座の実施を各種団体・職場などで展開していく必要があります。また、キャラバン・メイトの活動支援についても継続して取り組みます。

■ 認知症サポーター養成事業の実績及び計画

(単位：人)

	実績			計画		
	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
新規認知症サポーター数	245	285	144	150	150	150
サポーター数(累積)	1,165	1,450	1,594	1,800	1,950	2,100
新規キャラバンメイト数	5	9	1	3	3	3
市内キャラバン・メイト数(累積)	39	48	49	52	55	58

※平成23年度は、見込み

(2) 地域の見守り体制の構築

《現状》

認知症高齢者やその家族が安心して生活できるよう、地域の住民や関係機関などにいろいろな機会を通じて、認知症に対する正しい知識と理解促進のための普及活動を行い、地域で見守り、支え合う体制づくりが必要です。

平成 21 年度には「認知症高齢者等徘徊 SOS ネットワーク事業」を再構築しました。徘徊の危険性がある認知症高齢者の個人情報事前に登録し、万が一徘徊事故等が発生した場合に、事前登録情報を基に、警察署や消防署、社会福祉協議会等が協力し、早期に発見できる体制づくりを行いました。

また、老人クラブ連合会の協力を得て、家族や地域との交流や関わりの少ない独居高齢者に対し、「一人暮らし高齢者見守り支援事業」として週 1 回程度の見守りを実施しています。

《施策の方向》

今後も認知症高齢者や、独居高齢者が増加することから、継続して事業に取り組みます。各種団体の活動や地域のマンパワーを生かし、市と住民とが一体となって支える体制づくりを推進します。

■認知症高齢者等徘徊 SOS ネットワーク事業の実績及び計画 (単位：人)

	実績			計画		
	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
登録者数	0	11	11	13	14	15

(3) 認知症高齢者の尊厳を守るための権利擁護事業

《現状》

判断能力が不十分な認知症高齢者等に対し、財産の保護など権利擁護や、虐待の早期発見、防止の取り組みを行っています。

成年後見制度については、制度の理解と利用促進を目的に、「成年後見制度利用推進会議」を立ち上げ、独自のパンフレットや PR 番組を制作し、周知を図り、利用促進に向けて事業を行ってきました。

また、社会福祉協議会で行っている、主として金銭管理を行う日常生活自立支援事業についても周知を図り、利用者は年々増加しています。

虐待の通報や相談に対しては、早期に対応するとともに、養護者の支援を行うなど予防対策にも取り組みを行っています。

《施策の方向》

今後、成年後見制度に対する関心と需要が一層高まってくると考えられます。成年後見制度の周知や手続き等利用支援について継続的に取り組みをします。

また、制度の申立てを行う親族等がない場合には、市長が申立人となって手続きを行い、低所得者に対する成年後見人への報酬助成等「成年後見制度利用支援事業」についても継続して取り組みます。

虐待については、ケアマネジャーや介護サービス事業所からの情報、医療機関や警察署、民生児童委員からの情報などをもとに、未然防止策と早期発見、早期対応に取り組んでいきます。

■成年後見制度利用支援事業実績及び計画

(単位：件)

	実績			計画		
	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
市長申立て件数	0	0	0	1	1	1
申立手数料等扶助	0	1	0	1	1	1
後見人等報酬扶助	0	0	0	0	1	1

(4) 認知症高齢者を介護している家族の交流事業

《現状》

認知症高齢者を介護している家族等を対象に、専門医師による認知症を正しく理解するための講演会や、「認知症の人と家族の会」の代表者を招き交流会を開催してきました。

《施策の方向》

認知症高齢者の介護は、介護者である家族等の精神的な負担が大きいことから、今後も、認知症に対する正しい知識の普及や介護者が悩みを打ち明ける場を定期的に開催し、できるだけ多くの介護者が参加できるような体制づくりや、介護者を支援するための事業を推進します。

(5) 専門的ケアの提供

《現状》

認知症への適切な対応のためにこれまで、認知症対応型のデイサービスセンターやグループホームの整備に取り組んできました。

《施策の方向》

在宅での介護負担の軽減を図るために、地域密着型サービス拠点施設や認知症の専門ケアが提供できる認知症グループホームやデイサービスセンターの整備に取り組めます。

また、質の高いケアを提供するため、人材の養成や職員のスキルアップのための研修企画等、認知症介護に携わる専門職等に対する支援に取り組んでいきます。

第5節 長寿社会を創造する介護環境とまちづくりの推進

1 高齢者の社会参加活動の推進

高齢者がいつまでも健康で生きがいをもちながら生活できるよう、各種活動を通じた健康づくりや生きがいづくりを推進します。

高齢者がこれまで培ってきた能力や技能を後世に引き継ぐ場、地域活動やボランティア活動など社会参加や社会貢献活動への支援を行います。

(1) シルバー人材センター

高齢者が働くことを通じて収入を得るとともに、健康を保持し、生きがいを持ち、地域社会に貢献するという「自主・自立・共働・共助」の理念を基本として活動しています。

地域社会との相互交流・連携を目指し、臨時的かつ短期的な雇用による就業を希望する地域高齢者のために職業紹介を行っています。

また、地域の環境整備や市民の見守りなどのボランティア活動も行っています。

(2) 老人クラブ

地域に住んでいる高齢者の生きがいと福祉を目的とした組織で、主に相互扶助の形で活動を行っています。

趣味やボランティア等の社会参加活動のほか、生涯学習活動なども行っています。

また、閉じこもりがちな高齢者宅を訪問し、話し相手をしながら日常生活の見守りや援助を行う友愛活動や地域を豊かにする社会活動を行っています。

2 快適な住環境づくり

高齢者が在宅で安心して暮らすための環境を整え、地域に密着したサービスを進めます。また住宅やまちづくり、緊急災害時にも安心を確保する体制整備を推進します。

(1) 住宅改修及び支援

《現状》

介護保険による住宅改修を行う際に、介護支援専門員などの有資格者が相談、調整、理由書の作成等の支援をしています。

《施策の方向》

引き続き、住宅改修が必要な要援護高齢者等への相談に対応します。

(2) 高齢者住宅支援

《現状》

家族による介護や見守りの機能が低下している実態から、高齢者が暮らしやすい住宅やサービス付き高齢者向け住宅が求められています。

《施策の方向》

家族による介護や見守りの機能が低下している実態に対応するため、介護保険以外の支援策に取り組みます。

ア 生活支援ハウス運営事業

体調不良や冬季の積雪や寒冷など一時的な理由により在宅での生活が困難となった一人暮らし高齢者等が利用する生活支援ハウス運営事業を継続して実施します。

イ 公営住宅の整備と活用

老朽化した市営住宅の改修等、高齢者や障害者が安心して生活できる住宅の整備を進めます。

ウ サービス付き高齢者向け住宅の入居支援

身体機能の低下等により自宅での生活を継続することが難しい状態であっても、介護施設等への入所が必要な状態ではない高齢者のため、在宅と介護施設の中間に位置づけられるサービス付き高齢者向け住宅の入居支援を行います。

3 地域の見守り体制の構築

地域の見守り体制は、民生児童委員等と連携し、災害時要援護者の把握、日常的な見守りと災害時の安否確認や避難支援を地域で行うことができるようにします。

また、市民と関係機関の連携による地域のつながりを強め、要援護者の見守り体制を構築します。

4 市民参加と協働の推進

少子高齢化を社会で支えるためには、公的サービスや民間のサービスだけでなく、市民が主体的に活動に参加することが不可欠です。行政と市民との協働により共に支えあって生きる地域社会を創りあげていきます。

5 ボランティア活動の支援

市民の在宅生活を支援するため、社会福祉協議会ボランティア活動センターを中心に、ボランティア意識の向上を図るとともにグループの育成と支援を地域で取り組んでいく体制を推進します。

6 生涯学習における福祉教育の推進

高齢者が尊重され生きがいを持って生活するため、学校や地域での福祉教育を推進します。遠野に息づく風習や文化を見直し、「互助の精神」を再認識し、ボランティア育成等に取り組むとともに、世代間の交流を図りながら社会教育活動の連携のもとで活力ある福祉文化の継承に努めます。

第5章

介護保険事業